

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
「第10回 ひょうご消費者ネット シンポジウム」開催報告

平成25年12月14日(土)午後1時30分から、兵庫県私学会館4階大ホールで、ひょうご消費者ネット主催のシンポジウム「知ってますか？ 団体訴権」を開催しました。兵庫県、神戸市、兵庫県弁護士会、兵庫県司法書士会、兵庫県生協連合会、コーポこうべの後援を受け、サブテーマ「消費者団体訴訟制度と適格消費者団体の役割」について熱い議論が交わされました。ちょうど12月上旬に「集団的消費者被害回復のための特例法(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律)」が衆議院に引き続き、参議院でも可決成立した直後もあり、会場では約74名の参加者が熱心に聞き入っていました。

開会にあたって、ひょうご消費者ネットの清水巖理事長が「全国の消費生活センターの先駆けとなった1965年の兵庫県の『神戸生活科学センター』の設立から約50年、消費者の権利を前進させる新しい法律が成立して真っ先に、この兵庫の地でこうしたシンポジウムが開かれる意義は大きい」とあいさつ。

続いて、来賓の兵庫県健康福祉部生活消費局の柳瀬厚子局長からは「県行政と消費者団体の連携は、ますます求められてくる」と、期待を込めたあいさつをいただきました。また、急きよ、駆けつけられた参議院(兵庫選挙区)の清水貴之議員からは「参議院の消費者問題特別委員会では、全党会派一致でこの法案に賛成した。これからも、現場の声をぜひ国政の場に反映していきたい」と、激励のあいさつをいただきました。

基調講演では、消費者支援機構関西(KC's)常任理事の二之宮義人弁護士が「消費者や消費者団体にとって、長い間の悲願でもあった『集団的消費者被害回復』のための法律が成立した。これまで泣き寝入り状態だった少額被害についても、被害回復の道筋ができた。でも、あまりにも一般的な消費者に知られていない。現在の適格消費者団体の活動でさえ、被害に遭った消費者以外には関心を持たれていないことを痛感している。あと3年間の準備期間中に、われわれが特定適格消費者団体の認定を受け、活動を進めるためには何が必要なのかを見極めるとともに、どうしたら広く認知度を高められるか、一層努力していくことが必要だ」と強調。

続いて、寸劇では「アド☆コン座」のメンバー7人がミニコントで、「結婚式場契約」や「中古自動車購入契約」、「半額セールという不当広告表示」の3つのケースを取り上げ、消費者団体訴訟制度の必要性を分かりやすく解説。

パネルディスカッションでは、ひょうご消費者ネット検討委員の上田孝治弁護士をコーディネーターに、パネリストには二之宮弁護士、中日新聞社編集委員の白井康彦さん、野洲市市民生活相談課専門員の生水(しょうず)裕美さんの4名が加わり、討論しました。白井さんからは「マスコミの立場からは、新しい法律に基づく訴訟など具体的な動きがあれば記事にでき、そのことによって世間に広く知らせることができるのですが」、生水さんからは「行政に集まる被害情報と、法的な専門性などを備えた適格消費者団体が手を携えることで、ずいぶん消費者被害の回復が前進すると思う」といったように、マスコミや行政の立場から、それぞれ期待の声などが述べられました。

消費者や消費者団体が長年待ち望んでいた、消費者被害回復のための新たな法律が成立した直後であり、今後の認知度向上や、これから準備期間ともなる3年後の「特定適格消費者団体」の認定に向けた課題や決意などを確かめ合うタイムリーなシンポジウムとなりました。

(2014年2月1日 前田)